資産管理運用規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人相模原法人会(以下「本会」という。)定款第37条に定める資産の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(資産の構成)

- 第2条 本会の資産は、次により構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2) 会費
 - (3) 事業に伴う収入
 - (4) 財産から生ずる収入
 - (5) 寄附金品
 - (6) その他の収入

(資産の管理及び運用)

- 第3条 資産は、本会の目的を達成するため適正な維持及び管理に努めるとともに、最善と考えられる方法により運用するものとする。
- 2 基本財産及び特定資産は、貸借対照表及び財産目録において他の資産と明確に区分して管理しなければならない。
- 3 その他の固定資産は、それぞれ台帳を設けて管理しなければならない。

(基本財産)

- 第4条 基本財産は、本会の貸借対照表及び財産目録において管理される資産とする。
- 2 基本財産は、これを処分しまたは担保にしてはならない。
- 3 事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の承認を得て、 その一部を処分し、またはその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(特定資産)

- 第5条 特定資産は、本会の貸借対照表及び財産目録において管理される、将来の特定の目的のため に積み立てた資産及び退職給付を支払うための特定預金等とする。
- 2 特定資産を保有しようとするときは、その名称、目的、積立限度額、積立期間及び算定根拠を理事会に提示し、理事会の承認を得るものとする。
- 3 特定資産は、その目的である支出に充てる場合を除くほか、取崩すことができない。
- 4 第3項の規定に拘わらず、やむを得ない事由により目的外の取崩を行う場合には、理事会の承認を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

(特定費用準備資金)

第6条 特定資産のうち、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第18条に 規定する特定費用準備資金とするものについては、取崩に係わる手続き並びに積立限度額及びその 算定根拠を、同規則の定めに従って事務局等に備え置き、閲覧に供するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成26年4月17日から施行する。